

岐阜地方最低賃金審議会第3回岐阜県電子部品・デバイス・
電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
専門部会議事要旨

開催日時	令和4年10月17日(月) 13:30 ~ 17:40		
出席状況	公益 3/3	労働者側 3/3	使用者側 3/3
<p>○ 主な審議事項</p> <p>(1) 岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から専門部会資料の説明を行った。 ・事務局から他局の答申状況の報告を行った。 ・個別に公益委員と労働者側委員の協議、公益委員と使用者側委員の協議を行った。 <p>採決の結果、全会一致で最低賃金を22円引上げ時間額929円とすることを議決した。 最低賃金審議会令第6条第5項適用し、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることとして、即日答申となった。</p> <p>(2) その他 特になし。</p>			
<p>○ 主な意見の要旨</p> <p>労働者側</p> <p>使用者側から発言のあった非常に厳しい状態であるということについては、労働者側としても、部品調達遅れによるライン停止のこともあって使用者側と同じ認識をもっている。</p> <p>しかしながら経済の回復状況としては、景気が緩やかに持ち直している状況であり、岐阜県の電機産業の鉱工業指数は他の産業と比較しても高い値を示すなど、厳しい経営環境ではありますが健闘している。</p> <p>こういった状況であるが、人材確保と流出防止につながる金額改正を実施し、電機産業の魅力を高め、発展させて行くことが非常に重要であると考えます。すでに金額改定が決定された他県の状況を考慮しまして、労働者側としては33円引上げた940円を求めます。</p>			